

## ヒアリング、50回の複製、未登録商標



日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所 知的財産権部長  
中野 裕之 (Hiroyuki Nakano)

〈要約〉インドの知財制度は日本と異なるところも多い。本稿では、インド特有の制度を特許、意匠、商標の各法域において取り上げるとともに、そういった特有の制度を有しつつも一部ではユーザーの利便性向上に向けて取り組んでいる点にも言及した。

特許、意匠、商標の出願が大きく増加しているインドにおいて、インド知財に関心を寄せるきっかけとなれば幸いである。

### 1. はじめに

インドは不思議な国である。不思議だと思わせる一番の要素はその多様性なのであろう。1つにくくることができないが故に不思議だと思ってしまう。知財の分野でも同様にそのインドのユニークさが発揮されている。そして、きっとその根底には理由があるはず。

現在、表1に示すようにインドにおける知財の出願件数は順調に伸びており<sup>1</sup>、その存在感によりインドの知財制度への理解がますます求められる。なお、インド知財庁はGeographical Indication (GI)

や著作権を所管する<sup>2</sup>。そして、インドにおける著作権も自然に発生するが、登録可能であり（インド著作権法第45条）、表1の著作権の件数は登録の申請数である。

本稿では、インド知財法において特にユニークだと思う点を挙げて、読者の皆さんと共有したい。インド知財への理解につながれば幸いである。

なお、インド知財の理解のため、以下では難解な論点もあえて取り上げた。至らない部分があればそれは筆者の浅学非才によるものである。ご容赦いただきたい。

表1 インドの各出願件数

	2018FY	2019FY	2020FY	2021FY	2022FY	2023FY	2024FY
特許	50,659	56,267	58,503	66,440	82,811	92,168	110,372
意匠	12,585	14,290	14,241	22,699	22,698	30,389	43,006
商標	323,798	334,805	431,213	447,805	466,580	476,089	552,410
GI	32	42	58	116	211	134	277
著作権	18,250	21,905	24,451	30,988	29,466	36,726	44,095

中野 裕之 (Hiroyuki Nakano) 日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所 知的財産権部長

平成20年特許庁入庁。審査第二部生産機械、包装容器、運輸、生活機器、一般機械での特許審査及び審判の傍ら、審査第二部審査調査室、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、インベリアル・カレッジ・ロンドン客員研究員、調整課審査企画室、総務課広報室、国際協力課を経て令和6年8月から現職。

1 2019FYから2023FYはインド知財庁 Annual Report から作成。2024FYのみダッシュボードから2025年7月10日に取得  
<https://ipindia.gov.in/Home/AnnualReports>  
<https://ipindia.gov.in/dashboard/>

2 <https://ipindia.gov.in/Home/AboutUs>

## 2. 特許審査における Controller からの ヒアリング

### (1) Controller と Examiner

インドの特許審査の体制について、日本から見ると特異な点はいくつかある。まず、特許の審査を担うのは、Controller と Examiner の両者である。Controller には、Senior Joint Controller、Joint Controller、Deputy Controller、Assistant Controller がいる<sup>3</sup>。案件に対して責任を持って出願人、代理人とやり取りするのはこれらの Controller であり、一方で Examiner は先行技術文献の調査、日本の拒絶理由通知に相当する First Examination Report (FER) のドラフトなどを Controller に対して行う。Controller は FER を Examiner に差し戻すことができる。Controller の地位は比較的高いと考えられており、例えば、インド知財庁は日本特許庁のように内部に審判部を有さずに不服申し立ては直接に高等裁判所に対して行うところ、こういった制度も Controller の地位を反映しているともいわれる。

ここで、インド知財庁はインド国内に5つの本局、支局を有しているところ、特許を担当するのはデリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイである。Controller 及び Examiner への案件の配布はオンラインで行われ、従って、出願する支局、Controller の居所、Examiner の居所は全て異なることがあり得る。例えば、デリー支局に出願し、Controller がムンバイ、Examiner がコルカタということがあり得るのである。

### (2) Controller によるヒアリング

このように Controller は種々の権限を有しているが、その中で特異なもの1つはヒアリング（聴聞）である。これはインド特許法第14条に定められているところ、以下に全文を引用する<sup>4</sup>。

*“Section 14 Consideration of the report of*

*examiner by Controller*

*Where, in respect of an application for a patent, the report of the examiner received by the Controller is adverse to the applicant or requires any amendment of the application, the specification or other documents to ensure compliance with the provisions of this Act or of the rules made thereunder, the Controller, before proceeding to dispose of the application in accordance with the provisions hereinafter appearing, shall communicate as expeditiously as possible the gist of the objections to the applicant and shall, if so required by the applicant within the prescribed period, give him an opportunity of being heard.”*

つまり、出願人にとって不利であるか補正の必要がある場合には、出願人からの要望があれば、Controller はヒアリングを実施しなければならないのである。出願人の要望を前提としつつも、不利益処分の際に“shall”として Controller に法的に義務付けていることから、このヒアリングは特許審査の重要な手続保障の1つであると推察できる。日本における面接審査とは意味合いが異なると考えられる。逆にいえば、不利益処分がなされる場合でも出願人がヒアリングを要望する限りは、いったんヒアリングが実施され、すぐに拒絶査定となることはない。基本的にはヒアリングを要望することになるが、実際にヒアリングに進むのは約半分くらいとも聞く。そしてこのヒアリングはCOVID-19によるパンデミックを機に、実施形態が物理からオンラインへと変更になった。特許審査の過程で相当多くのヒアリングが行われ、多くのリソースを割いていると想像できるが、オンラインに変更となったことで、出願人、代理人の負担経験だけではなく審査負担が軽減されて滞り解消にも貢献したのではないかと思われる。

3 インド知財庁 Annual Reports

<https://ipindia.gov.in/Home/AnnualReports>

4 [https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPOAct/1\\_113\\_1\\_The\\_Patents\\_Act\\_1970\\_\\_\\_incorporating\\_all\\_amendments\\_till\\_1-08-2024.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPOAct/1_113_1_The_Patents_Act_1970___incorporating_all_amendments_till_1-08-2024.pdf)

ここで、ヒアリングについて詳細を定めた特許規則第129条も併せて引用する<sup>5</sup>（下線は筆者）。

*“Rule 129 Exercise of discretionary power by the Controller*

*Before exercising any discretionary power under the Act or these rules which is likely to affect an applicant for a patent or a party to a proceeding adversely, the Controller shall give such applicant or party, a hearing, after giving him or them, ten days notice of such hearing ordinarily.”*

ヒアリングを実施する際には、少なくとも10日前の事前の通知が定められている。ただ、ヒアリングが手続保障であるという重要性に鑑みれば、またさらに当該通知には特にヒアリング時の指摘事項が詳細に記載されていないこともあるから、10日間は少し短く感じる。それを踏まえてか、インド知財庁からは2023年1月16日にヒアリングに関するパブリックノートイタスが出されている<sup>6</sup>。内容は、規則第129条で定めた10日間の通知と、規則第129A条で定める最大30日までのヒアリングの延期とを併せて考えれば、通知からヒアリングまでの期間を10日から30日までの間で指摘内容に応じて検討すべき、というような内容である。ヒアリングという慣れない手続きにおいて、このような配慮は的を射たものであろう。

### 3. 50回複製すれば…

#### (1) インドの“copyright”

表1でも示したように、2024年度のインドの意匠出願は4万3,006件であり、年々増加している。

当然ながら、これらの意匠出願は、意匠登録により意匠権を得るために行われるところ、それではインドにおける意匠権とは何であろうか。どのような権利を得るために意匠出願をしているのであろうか。権利に関してインド意匠法第2条(c)に定義

されているので、それを以下に引用する<sup>7</sup>（下線は筆者）。

*“SECTION 2 Definitions*

*In this Act, unless there is anything repugnant in the subject or context, -*

*(c) “copyright” means the exclusive right to apply a design to any article in any class in which the design is registered;”*

繰り返しになるが、ここで引用したのはインド意匠法である。インド意匠法において、意匠に与えられる独占権は“copyright”なのである。インド意匠法にも意匠登録の要件が定められており（第4条）、新規性などの審査がなされるため、インドの意匠権は、自然に発生する著作権とは当然異なる。それでも“copyright”と記載されるのである。では、われわれが一般にイメージする著作権との関係はどうなっているのか。次に同じくインド意匠法第2条(d)を以下に引用する<sup>8</sup>（下線は筆者、冒頭の片かっこはホームページの記載ママ）。

*“d) “design” means only the features of shape, configuration, pattern, ornament or composition of lines or colours applied to any article whether in two dimensional or three dimensional or in both forms, by any industrial process or means, whether manual, mechanical or chemical, separate or combined, which in the finished article appeal to and are judged solely by the eye; but does not include any mode or principle of construction or anything which is in substance a mere mechanical device, and does not include any trade mark as defined in clause (v) of sub-section (1) of section 2 of the Trade and Merchandise Marks Act, 1958 (43 of 1958) or property mark as defined in section 479 of the Indian Penal Code (45 of 1860) or any artistic work as defined in clause (c) of section 2 of the”*

<sup>5</sup> <https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/ev/rules/pr129.html>

<sup>6</sup> No.: CG/Public Notice/2023/86

<sup>7</sup> [https://ipindia.gov.in/Designs/designs\\_act\\_2000](https://ipindia.gov.in/Designs/designs_act_2000)

<sup>8</sup> 脚注7に同じ

*Copyright Act, 1957 (14 of 1957).*”

この条文により、“copyright”が付与される対象である“design”を定義するが、インド著作権法第2条(c)で定義される芸術作品(“artistic work”)を除外している。ここで、インド著作権法の当該条文を以下に引用する<sup>9</sup>。

“2. Interpretation.— In this Act, unless the context otherwise requires,—

(c) “artistic work” means,—

(i) a painting, a sculpture, a drawing (including a diagram, map, chart or plan), an engraving or a photograph, whether or not any such work possesses artistic quality;

(ii) a work of architecture; and

(iii) any other work of artistic craftsmanship;”

当然ながら、ここで定義される“artistic work”は著作権法上で著作権の対象となっている(インド著作権法第13条(1)(a))。そして、意匠との関係について、インド著作権法で定めた以下の第15条(1)を引用しておく<sup>10</sup>。著作権法上の(“under this Act”)copyrightは意匠登録がなされると消滅してしまう。

“15. Special provision regarding Copyright in designs registered or capable of being registered under the Designs Act, 2000 (16 of 2000) .—

(1) Copyright shall not subsist under this Act in any design which is registered under the Designs Act, 2000 (16 of 2000).”

従って、これらを総合すれば、インドには意匠のcopyrightと著作権のcopyrightとが存在し、両者はインド意匠法第2条(d)、インド著作権法第15条(1)によりその境界が人為的に定められていると理解される。われわれの考える著作権が自然発生的であることを考えれば若干の戸惑いはあるものの、著作権のcopyrightがいわゆるわれわれの考える著作権であり、インドの意匠権なるものは意匠のcopyrightと呼称されると理解し、これで話が終わ

るのであれば特段の混乱はないように思える。

## (2) インド著作権法第15条(2)

しかしながら、インド著作権法において意匠との境界を定める条文として、第15条(2)もある。以下に引用する<sup>11</sup>(下線は筆者)。

(2) *Copyright in any design, which is capable of being registered under the Designs Act, 2000 (16 of 2000) but which has not been so registered, shall cease as soon as any article to which the design has been applied has been reproduced more than fifty times by an industrial process by the owner of the copyright or, with his licence, by any other person.*”

この条文で注目すべき点は多すぎると思う。まず、著作権法の規定であるから、“Copyright in any design”というのは著作権のcopyrightの話と考えられる。次に、その対象が意匠として登録可能だが登録していない場合のcopyrightの取り扱いを定める。そして、工業プロセスによって50回複製するとそのcopyrightが消滅するのである。

少し話を簡単にすれば、この条文は権利の消滅を定めるから、例えば、著作権侵害を疑われた側の防衛手段として利用されることが想定される。そうであれば、このインド著作権法第15条(2)が適用されるか否かは、主に著作権のcopyrightの対象が意匠として登録可能だが登録されていないものであるか否かによる。これは、まずは著作権のcopyrightの対象である芸術作品か、意匠のcopyrightの対象である意匠かが問題となり、前者であれば次に著作権法第15条(2)が適用され、50回複製されたか否かが検討される。

では、著作権のcopyrightの対象である芸術作品か、意匠のcopyrightの対象である意匠かをどのように判断するのか。立法者の意図として、商業的な利用では意匠法で定めるような短い期間を定めるとして、商業的か否かを検討している判例がある<sup>12</sup>。

9 [https://copyright.gov.in/Copyright\\_Act\\_1957/chapter\\_i.html](https://copyright.gov.in/Copyright_Act_1957/chapter_i.html)

10 [https://copyright.gov.in/Copyright\\_Act\\_1957/chapter\\_iii.html](https://copyright.gov.in/Copyright_Act_1957/chapter_iii.html)

11 脚注10に同じ

さらに、著作権法第15条(2)が適用される著作権の対象は何なのか。条文では“an industrial process”を定めているところ、この条文が適用される場面では芸術作品自体を量産することは想定されず、例えば、芸術作品を何らかの工業製品に適用することがあり得る。この際には、芸術作品自体と最終製品との間に図面のような中間物が発生する。著作権法第15条(2)が適用されて著作権が消滅する際には、芸術作品自体の著作権も消滅してしまうのか。この点、いくつかの判例があるが、芸術作品自体はその中間物とは区別されてその著作権が存続し、50回の複製の後に消滅する権利は工業的な過程の中のみ見いだすべきであろう<sup>13</sup>。近時、インド最高裁によっても芸術作品自体とそこから派生した商業的、工業的な応用は区別されるべきとの判断がなされている<sup>14</sup>。

このように、この条文は多くの論点を含む。適切な権利が与えられ迅速な権利行使を実施するためにも、引き続きインド著作権法第15条(2)及びその判例の分析が望まれる。

## 4. 未登録商標の行方

### (1) パッシングオフ（詐称通用）

未登録商標であっても、その商標を利用して他人の業務上の信用（グッドウィル）にただ乗りすることは許されない。これがコモンローに基づくパッシングオフ（詐称通用）の考え方であり、インドでも存在する。ここで、関連する条文であるインド商標法第27条を引用しておく<sup>15</sup>。

*“27. No action for infringement of unregistered trade mark*

*(1) No person shall be entitled to institute any proceeding to prevent, or to recover damages for, the infringement of an unregistered trade mark.*

*(2) Nothing in this Act shall be deemed to affect rights of action against any person for passing off goods or services as the goods of another person or as services provided by another person, or the remedies in respect thereof.”*

第27条(1)は、商標登録していなければ侵害を防止し、又は損害を回復する権利が与えられないことを定める。一方で、同(2)では“action”に言及する。パッシングオフをなした者に対して行動する権利に対して、この法律のいかなる規定も影響を与えない(“Nothing in this Act”)ことを定める。

従って、当該第27条(2)に関して、パッシングオフをなした者がこの法律で定められた商標登録をしていても影響を与えない、つまりパッシングオフが登録商標によってなされたか未登録商標によってなされたかは関係がないのである<sup>16</sup>。パッシングオフの訴えに対して商標登録は抗弁とならない。そうであれば結局のところ、いずれが先に商標としての信頼を蓄積したかが重要となる。事例として例えばタイヤのトレッドパターンがある<sup>17</sup>。商標として登録されていないタイヤのトレッドパターンに出所表示機能を認めている<sup>18</sup>。

なお、このようなパッシングオフが認められるとしても、先に見たとおり商標法第27条(1)の定めがあるので、インドにおいても商標登録をすべきことは当然である。

### (2) インド国外での信頼

このパッシングオフは未登録の商標に対して信頼が蓄積されていることが前提である。

例えば、日本ですでに使用されている商標がインド国内で無断で使用された場合には、その商標がインドで登録されたとしても、パッシングオフとなり得るのであろうか。つまり、パッシングオフの判断

12 Microfibres Inc vs. Girdhar And Co. And Ors., 2006 (32) PTC157 (DEL)

13 Pranda Jewelry Pvt. Ltd. And 2 Ors vs Aarya 24K And 5 Ors., 2015 (62) PTC254 (BOM)

14 Cryogas Equipment Private Limited v, Inox India Limited Ans Ors., 2025 INSC 483

15 <https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/ev/TM-ACT-1999.html>

16 N.R. Dongre And Ors vs. Whirlpool Corporation, 1996 (16) PTC583 (SC)

17 Apollo Tyres Limited v. Pioneer Trading Corporation & Ors., CS (COMM) 594 of 2022

18 インド知財判決分析集2023年版

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/ipr/ipr\\_caselaw\\_2023.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ipr/ipr_caselaw_2023.pdf)

に際しては、インド国外の商標の信頼も考慮されるのか。

この点、デリー高裁単独審（第一審）は、インド国外での商標の使用がインド国内での権利を与えるものではないとの主張を容れて、インド国内で使用し、信頼を得ていることがパッシングオフの条件であるとする<sup>19</sup>。そうすると、インド国内において当該商標をどの程度使用しているか、記事などに掲載されているかなどの客観的な事実を積み重ねておくことも重要となる。

### (3) 逆パッシングオフ

インドを含むコモンローの国においては、逆パッシングオフ（“reverse passing off”）という概念がある。パッシングオフが他人の信頼にタダ乗りする行為だとしても、その逆の行為は少し想像しがたい。逆パッシングオフとは、他社の製品に自社のロゴなどを付して自身の商品であると虚偽の表示をする行為と解される。この逆パッシングオフにより、ブランドの信用を蓄積する機会を奪われ、消費者を誤認させる。また、製品の開発にかけた労力を横取りするようなものである。

ただ、オリジナル製品に付されている商標は使用されないでその業務上の信用を利用するものではない。だからこそ、このような行為に関しては、インド商標法の以下の条文が関係する<sup>20</sup>。いわゆる消尽に関する規定である。

“30. Limits on effect of registered trade mark

(3) Where the goods bearing a registered trade mark are lawfully acquired by a person, the sale of the goods in the market or otherwise dealing in those goods by that person or by a person claiming under or through him is not infringement of a trade by reason only of-

(a) the registered trade mark having been assigned by the registered proprietor to some

other person, after the acquisition of those goods; or

(b) the goods having been put on the market under the registered trade mark by the proprietor or with his consent.

(4) Sub-section (3) shall not apply where there exists legitimate reasons for the proprietor to oppose further dealings in the goods in particular, where the condition of the goods, has been changed or impaired after they have been put on the market.”

例えば、第30条(3)(b)は、権利者により登録商標の下で商品が市場に出されただけであれば、商標権の侵害とならない旨を定める。逆パッシングオフにおいても、権利者により登録商標が付された商品を消費者として購入している場合もあろう。購入後に自身の商品と偽ることは、権利者により登録商標の下で商品が市場に出された「だけ」(3)柱書の“only”)とはいえないかもしれないが。そして、同(4)では、(3)が適用されない場合を定める。

この消尽に関する第30条(3)、(4)を利用して、逆パッシングオフが認められた事例<sup>21</sup>がある。ただ、この事例では、原告の製品との関連性が残っており、これが原告の業務上の信頼を損なったと指摘されている。厳密な意味での逆パッシングオフに該当するのは引き続きの検討が必要と考える。インドにおいて逆パッシングオフと消尽論とをどのように整理するかはさらなる判例の蓄積を待ちたい。

## 5. 最後に

これまで紹介した事項以外にも、インドの制度においてはいくつか特異な点がある。

例えば、特許権者は登録した特許権の実施報告書を提出しなければならない(インド特許法第146条(2)<sup>22</sup>、特許規則第131条(2))。所定のForm27という様式に従って、インド国内での実施の有無など

19 インド知財判決分析集2021年版

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/ipr/ipr\\_caselaw\\_2021.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ipr/ipr_caselaw_2021.pdf)

Roland Corporation vs Mr. Sandeep Jain, (COMM) 565/2018

20 脚注15に同じ

21 Western Digital Technologies Inc & Anr vs Geonix International Private Limited, (COMM) 168/2024

を記載しなければならないのである。この他にも審査時の外国出願情報の提出（特許規則第12条（2））などがある。これらは2024年の特許規則改正により撤廃とはいかないまでもだいぶ緩和されている<sup>23</sup>。さらにはController及びExaminerも大幅に増員し、滞貨解消に向けて取り組んでいる。

一方で、商標においては、審査、異議を担うRegistrarとExaminerがいるが、いずれも長らく定員を充足しておらず、人員不足が続いている<sup>24</sup>。特に異議を担当するとされるRegistrarの不足はその審理が滞る原因となる。制度、実務、人事管理などを総合的に考慮すべき構造的な問題となり得る。

本稿で述べた以外にも他国と異なる制度、運用は

さらに存在するが、インド全体が多様性の中で1つの国として調和しているように、知財制度においてもこういったユニークな点をうまく調和させ、さらなる利便性向上に取り組んでいくことに期待したい。

## 参考文献

安田恵、Vinit Bapat『インド特許実務ハンドブック第2版』発明推進協会、2023年

Eashan Ghosh, THE FINISHED ARTICLE Essay on Indian Design Law, THOMSON REUTERS, 2022

Rahul Chaudhry、安原亜湖『インド商標実務の解説』発明推進協会、2013年

---

22 脚注4に同じ

23 [https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1\\_83\\_1\\_Patent\\_Amendment\\_Rule\\_2024\\_Gazette\\_Copy.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_83_1_Patent_Amendment_Rule_2024_Gazette_Copy.pdf)

24 インド知財庁 Annual Reports  
<https://ipindia.gov.in/Home/AnnualReports>